平成２６年（フ）第１９２２号
神奈川県綾瀬市大上１丁目６番１号　エレガント・ヴィラⅡ102
債務者　倉嶋　文雄
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４号
熊本県球磨郡水上村大字江代1660番地２
債務者　藏座　　幸
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午前10時45分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第２号
岡山県新見市高尾768番地　浅田アパート３号室、旧住所岡山県新見市高尾2407番地２
債務者　花田　稔実
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月16日午後３時
岡山地方裁判所新見支部

平成２６年（フ）第３号
岡山県新見市哲多町宮河内1807番地
債務者　妹尾　典子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月16日午後３時20分
岡山地方裁判所新見支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４７７号
札幌市白石区本郷通８丁目北７番１―506号
破産者　細野　　衛
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６号
青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田３丁目３番地11
破産者　仲野　浩身
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２０号
山形県酒田市北千日町15番25号、前住所山形県酒田市中町３丁目６番８号
破産者　村田　敏美
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第２８号
埼玉県志木市柏町４丁目３番78号　三上荘101号、破産手続開始決定時の住所埼玉県志木市中宗岡４丁目６番14号
破産者　本多　忠夫
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２７号
新潟市北区松浜新町33番28号、開始決定時の住所新潟市北区松浜新町32番25号
破産者　齋藤　由隆
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２８９号
大阪府守口市八雲東町２丁目63―15　プレステージ八雲203号、住民票上の住所奈良県大和郡山市小泉町1885番地45
破産者　堤　　豊裕
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６６号
大阪府松原市上田４丁目４番５―301号
破産者　溝上　憲三
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
岡山県津山市高野本郷1266番地20　第７パークハイツ510号
破産者　大東　　貢
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第６９８号
北九州市小倉南区大字貫1715番地１
破産者　桑原かおり
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２１０号
北九州市八幡西区北鷹見町７番３号　103号
破産者　高崎美登利
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６０号
北海道小樽市富岡１丁目13番７号
破産者　佐藤　悦子
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第９２号
秋田市広面字谷地田７番地７
破産者　嵯峨　貞之
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部